

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた経営事項審査の郵送受付等 について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月20日（月）から当面の間、経営事項審査の受付を、原則郵送に変更します。送付方法等については、次のとおりです。

- 書類等の受付日は発送日ではなく、建設業課の到達日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。
- 郵送受付は対面で行う持参の受付に比べ、不足・追加書類のやりとり、副本返送の手続に非常に時間を要するため、結果通知書は收受日から60日程度で発送しますので、あらかじめ、御了承ください。
ただし、申請内容に不備がある場合は、この限りではありません。

1 郵送受付期間

令和2年4月20日（月曜日）から当面の間

2 郵送申請の方法

書留（簡易書留）又はレターパック（赤）により、送付してください。

- 書類等は個人情報が含まれるものがあることから、必ず書留（簡易書留）又はレターパック（赤）により、送付してください。
- 郵便事故等により書類等が建設業課に到達しない場合については、申請者の責任とさせていただきます。
- 副本がお手元に届く前に建設業課から書類等の内容等について確認の連絡をすることがありますので、郵送する正本・副本のほかに手元に一部控えをお持ちください。
- 送付については、事業者ごとに送付いただくよう御協力をお願いします。別の事業者の書類等や、許可関係書類との合封は御遠慮ください。

【送付先】

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター2階
建設業課 横浜駐在事務所 経営事項審査受付窓口 宛

3 郵送受付に必要な申請書類及び添付書類

- 経営事項審査申請書 郵送前確認票 1枚
- 申請書 正・副 各1部（正・副とは別に手元に控えをお持ちください）
- 確認書類 1部
- 提示書類の代替書類 1部
 - ・ 申請日現在有効な全ての建設業許可申請書の写し（收受印のある様式第一号）
 - ・ 商号・所在地・役員等の変更届出書、廃業届の写し（收受印のある第一面）
 - ・ 審査対象事業年度の決算変更届の写し（收受印のある表紙／申請業種の工事経歴書／直前3年の各事業年度における施工金額）
 - ※ 決算変更届の副本が郵送受付により手元に戻っていない場合は、**決算変更届の写しを添付の上、收受印の代わりに届出の送付日を明記**してください。
 - ・ 前回の経営事項審査申請書の写し（收受印のある表紙からその他の審査項目まで）
 - ・ 消費税確定申告書の写し（表紙／付表2-1）
 - ※ 電子申告の場合はメール詳細も添付

4 返信用レターパック

副本返送用 1通

※ お届け先欄及び品名欄を御記入ください。

※ **委任状により代理人の副本受領権限が確認できる場合**は、代理人へ送付しますので、お届け先欄に代理人の住所（委任状と同一の住所）を記載してください。（委任状は副本にも添付してください。）

5 副本の返送及び補正等

- 概ね3週間程度で受付処理を行い副本を返送します。
 - ※ 件数の多寡により、返送時期が遅れることがあります。
- 不足・追加書類等がある場合、「（不足・追加）書類の御提出のお願い」をファクシミリでお送りした後に電話等で内容をお伝えしますので、**日中連絡の取れる電話番号及びファクシミリ番号を申請書及び郵送前確認票に必ず記載**してください。
- 不足・追加書類等は、「（不足・追加）書類の御提出のお願い」のコピーとともに建設業課の指定する期限までにファクシミリ又は郵送で御提出ください。